

# 十和田火山防災協議会規約

令和4年2月9日改正

## (目的)

第1条 十和田火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、十和田において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、青森県、岩手県及び秋田県（以下「三県」という。）並びに青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、二戸市、八幡平市、能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町及び藤里町（以下「関係市町村」という。）が共同で設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 十和田に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 三県の県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 関係市町村の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

## (協議会の組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は青森県知事を、副会長は秋田県知事及び岩手県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 秋田県知事

第2順位 岩手県知事

## (部会)

第4条 会長は、広域避難態勢の整備に向けた検討・調整や、噴火警戒レベルの設定など、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ協議会の下に部会を設置する。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(コアグループ)

第5条 協議会の行う所掌事務の内容検討のため、部会の下に避難時期や避難対象地域の確定に深く関与する機関実務者等によるコアグループを設置する。

- 2 コアグループは、協議会の会議に付すべき事項をあらかじめ検討するほか、会長の指示する事項を処理する。
- 3 コアグループに、幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は青森県及び秋田県における防災危機管理部門から、副幹事長は他の幹事からそれぞれ選任する。
- 5 コアグループの体制及び幹事は、幹事長が別に定める。
- 6 幹事長はコアグループを代表し、会務を総理する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員は、会議への出席が困難であるときは、委員の指名した職員を代理出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、協議会へ資料を提出又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

(準用)

第7条 前条の規定は、コアグループの会議に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と、それぞれ読み替えるものとする。

(専決処分)

第8条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について、副会長の合意を得て、専決処分することができる。

- (1) 協議会を招集するいとまがないとき。
  - (2) 軽微な事項について協議するとき。
- 2 会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務処理のため、事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

- 2 コアグループの事務処理のため、事務局を青森県及び秋田県の防災危機管理部門に置

く。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定のほか、コアグループの運営に関し必要な事項は、それぞれの幹事長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年1月6日から施行する。

この規約は、平成30年1月24日から施行する。

この規約は、平成30年8月27日から施行する。

この規約は、令和2年3月13日から施行する。

この規約は、令和4年2月9日から施行する。

別表（第3条関係） 十和田火山防災協議会 委員名簿

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	機関	職名（氏名）
都道府県 及び 市町村 (第1号)	青森県	知事
	青森市	市長
	弘前市	市長
	八戸市	市長
	黒石市	市長
	五所川原市	市長
	十和田市	市長
	つがる市	市長
	平川市	市長
	藤崎町	町長
	大鰐町	町長
	田舎館村	村長
	板柳町	町長
	鶴田町	町長
	中泊町	町長
	七戸町	町長
	六戸町	町長
	おいらせ町	町長
	三戸町	町長
	五戸町	町長
	田子町	町長
	南部町	町長
	新郷村	村長
	岩手県	知事
	二戸市	市長
	八幡平市	市長
	秋田県	知事
	能代市	市長
	大館市	市長
	鹿角市	市長
	北秋田市	市長
	小坂町	町長
	藤里町	町長
	地方气象台等	仙台管区气象台

(第2号)	青森地方气象台	台長
	盛岡地方气象台	台長
	秋田地方气象台	台長
地方整備局 (第3号)	東北地方整備局	局長
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第9師団	師団長
警察 (第5号)	青森県警察本部	本部長
	岩手県警察本部	本部長
	秋田県警察本部	本部長
消防 (第6号)	青森地域広域事務組合消防本部	消防長
	弘前地区消防事務組合消防本部	消防長
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
	五所川原地区消防事務組合消防本部	消防長
	十和田地域広域事務組合消防本部	消防長
	つがる市消防本部	消防長
	中部上北広域事業組合消防本部	消防長
	二戸地区広域行政事務組合消防本部	消防長
	盛岡地区広域消防組合消防本部	消防長
	能代山本広域市町村圏組合消防本部	消防長
	大館市消防本部	消防長
	鹿角広域行政組合消防本部	消防長
	北秋田市消防本部	消防長
火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科	教授 三浦 哲
	東北大学東北アジア研究センター	助教 宮本 毅
	弘前大学	名誉教授 檜垣 大助
	弘前大学	名誉教授 小菅 正裕
	弘前大学理工学部	講師 佐々木 実
	秋田大学大学院教育学研究科	教授 林 信太郎
	秋田大学国際資源学部	教授 大場 司
	産業技術総合研究所	主任研究員 工藤 崇
その他 (第8号)	内閣府政策統括官(防災担当)	参事官(調査・企画担当)
	東北森林管理局三八上北森林管理署	署長
	東北森林管理局岩手北部森林管理署	署長
	東北森林管理局米代東部森林管理署	署長
	国土地理院東北地方測量部	部長
	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	所長